

船舶事故等調査報告書

平成26年1月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第38号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成25年2月20日（水） 06時20分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港 山口県周南市所在の徳山下松港徳山築港防波堤灯台から真方位087°210m付近 （概位 北緯34°03.0′ 東経131°47.9′）
事故等調査の経過	平成25年3月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客フェリー ニューくにさき、725トン 133520、周防灘フェリー株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷側中央部鋼製防舷材に凹損 岸壁 なし
事故等の経過	本船は、船長ほか8人が乗り組み、車両10台及び旅客11人を乗せ、徳山下松港の岸壁に着岸作業中、左舷方からの風に圧流され、平成25年2月20日06時20分ごろ右舷中央部の防舷材が岸壁に設置された防舷材に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 6、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし あり 本船は、徳山下松港の岸壁に着岸作業中、風に圧流されたことから、岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、徳山下松港の岸壁に着岸作業中、風に圧流されたため、岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸作業を行う際には、風による影響を受けることがあるので、風向及び風力を考慮した操船を行うこと。